特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人 加茂女			
評価者氏名(職名)	藤井 透 (同志社大学教授)			
評価対象期間(年度) 平成26年度(平成26年1日~平成27年3月31日)				

1 法人の事業活動,組織運営等に関する状況

(1)事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項目		法人自己評価		評価
		いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	V		Ø	
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	Ŋ		Ŋ	叙□

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価		
はい	いいえ	はい	いいえ	
V		Ø		

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合,基幹となる事業のうち優先順位の高いも のから順に3件程度記入。

項目		法人全体の労力に占める 事業に割く労力の割合**
事業名	竹林整備活動と筍利用	6 0 %
事業名	ミニコミ誌発行と配布	2 5 %
事業名	アルミ缶回収事業と寄付	1 5 %

[※] 例)総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

(2)組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項目		法人自己評価		評価
切り 日 日 日 日 日 日 日 日 日	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議 案書に基づき審議を行う体制となっているか。	Ŋ		Ŋ	
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	Ŋ		Ŋ	
決議や議事録署名人の選任,議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	Ø		Ø	

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき,理事会で審議・ 意思決定が行われているか。

項目		法人自己評価		外部評価	
(大)	はい	いいえ	はい	いいえ	
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議 案書に基づき審議を行う体制となっているか。	V		Ŋ		
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	Ŋ		Ŋ		
決議や議事録署名人の選任,議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	Ø		V		

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項目		法人自己評価		評価
サ	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し,第三者 性及び公正性が確保されているか。	Ŋ		Ŋ	
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	Ø		Ø	
監事は定款に定める職務を執行しているか。	Ø		Ø	
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	Ø		Ŋ	

(3)情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項目		法人自己評価		評価
次 口	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また,適時に更新しているか。	Ø		Ø	
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	\square		\square	
法定の閲覧書類(事業報告書等,役員名簿,定款等) はいつでも閲覧できる状態か。	Ø		Ŋ	
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解しても らえるように工夫※して作成されているか。	Ø		V	

※例:概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス (法令遵守等) について

コンプライアンス(法令遵守等)の観点から組織として取組を推進しているか。

項目		法人自己評価		評価
		いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	Ø		Ø	
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスク マネジメントを行っているか。	Ø		Ŋ	

※対象となる法令:特定非営利活動促進法,登記に関する法令(組合等登記令),税に関する法令(法人税法等),労務に関する法令(労働基準法等),事業ごとに適用される法令(例:介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用)など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

			=	
項目		法人自己評価		評価
		いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	Ø		Ø	
外部評価を受けた結果を,理事会等で審議する機会を 設ける等,改善する機能を有しているか。	Ø		Ø	

2 法人の事業活動に関する所見

※ 活動の意義・成果等、広く社会に対して活動の成果を発信しているか、地域団体等の他団体との連携の状況など

1)

「加茂女」の活動は南加茂台ニュータウンに引っ越してきた女性たちが集まり、自分たちの生活向上のために出来たサークルであったと聞いたが、アルミ缶回収をし、その売上金を社会福祉協議会に寄付する他、毎月1回4500部発行の「加茂女つうしん」などミニコミ誌で情報発信をし続けて、地域活動に貢献してきた30年であると評価する。

2)

放置竹林整備などの環境保全運動を始め、伐採竹の活用で「筍お焼き」や「筍するめ」「筍ジャム」「筍ジェラート」等々の目新しい筍の食べ方の研究開発に取り組み、竹製品を食器にしてのランチやカフェ運営に取り組むなど、今や竹の利用発信基地にまでなっている。

3)

また、竹や筍を市の特産物にする活動を展開する中で、市のボランティア活動拠点的な地位になり、他の団体の相談業務を受け持つなど、市にとってなくてはならない存在になって来ている。

3 法人の組織運営に関する所見

※ 財務管理の透明性、組織体制の状況など

_	`
- 1	١
- 1	,

事務員が常駐し、日々の金銭の出し入れについても適正に管理されている。

2

毎月1回行われている理事会で活動方針が決められていて透明性も確保されている。

≪評価対象法人記入欄≫

4 外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況(今後対応する場合は対応予定)

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定

備考(審査委員会のコメント)

アルミ缶回収による売上金の寄附や放置竹林整備による環境保全運動など,長年の活動による地域への貢献は評価できる。今後の更なる活動の発展のために,条例指定・認定による税制上の優遇措置のメリットを活かしながら,活動基盤の強化を図っていく継続的な取組を期待する。